

令和3年度 サポートセンターはなのこみち 事業計画

『 一般及び指定特定相談事業 』

2021年4月1日～2022年3月31日
(2010年01月開設 事業開始より11年)

立案者：相談支援専門員 堤 渉

【はじめに】

1. 前年度、事業計画において、新規利用者5名の契約を目標としていたが、法人内利用者2名となった契約者数の減数傾向（外部へ移行、介護保険へ移行）で昨年度と比較すると4名減数となった。コロナ禍による対応、対策や家庭事情での困難、サービス調整も多かった。各基幹相談支援センター、関係機関より新規依頼の問い合わせはなく、指定相談交流会での選定会議も延期となった。本年も、全体で新規利用者を5名の契約を目標とする。昨年度と同様「要医療児者支援体制加算」を受講していく。また、本年度は「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」により『質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し（初回加算の拡充、集中支援加算の新設、居宅介護支援事業所等連携加算の拡充）』より取得可能な加算など取り、事業所の収益へとしていく。これから「相談支援の質の高さ」を求められるため、スキルアップの専門研修、地域研修への受講し知識、技術の向上を図っていく。事業所として担当者の割り振りや緊急時の体制や役割を明確にして、万全な体制を整え、また中区自立支援協議会であげられている様々な地域課題の整理等にも協力していく。
2. 運営方針
 - ① 一人ひとりが住んでいる地域で安心して「自分らしく過ごす、暮らす」ことができるように支援に努める。
 - ② 日常生活、社会生活を送れるように福祉サービス、および地域の関係者と連携を図っていく。
3. 課題
 - ① 地域資源、社会資源の開発や福祉事業所、者とのつながりをひろげていく。
 - ② 「8050問題、障害福祉から介護保険移行ケース、複合ケース（虐待、重度障害、強度行動障害）、コロナに関するケース」など社会で取り上げられている課題、問題などは対象者をはじめ、今後に備えて、専門的知識や相談の技量が必要不可欠であるため各研修などに参加して学んでいく。
 - ③ 現相談支援専門員のスキルアップと、新たな相談支援専門員の育成も行っていく。

<利用者件数 障害種別と男女比>

	身体	知的	精神	総数
男性	2	18	2	22
女性	10	15	0	25

<法人内外の詳細>

	モンキー ばなな	サニー・ ばなな	サニー・ サイト	はなの こみち	法人外	総数
人数	9	7	9	9	13	47

1) 利用者支援の具体的なあり方

- ① 「特定相談支援」運営規定の第1条から第15条、「地域移行支援及び地域定着支援」運営規程の第1条から第16条に基づいて支援を行う。

2) 利用者支援の具体的内容

1. 福祉サービスの利用援助

- ① 来所や電話での相談をはじめ、利用者本人及び家族等の状況により、自宅や日中活動場所等に訪問し相談を行う。相談にあたっては、本人の意思を尊重したうえで的確にニーズを把握し、本人が理解・納得し選択できるよう、必要な情報を提供・説明し、サービス利用につなげていけるよう支援する。
- ② 本人及び家族等の状況に応じて、利用者申請や代理申請を行う。
- ③ 障害者基幹相談支援センターと積極的に連携を図り、本人や保護者等へ情報提供及び助言を行えるよう努める。
- ④ 地域住民の方々への情報提供や、より身近に相談していただけるよう地域福祉ネットワークとの連携を図る。

2. 社会資源を活用するための支援

- ① フォーマル、インフォーマルに関わらず、それぞれの利用者のニーズに応じた情報提供や利用の援助を積極的に行う。
- ② 各サービス事業所等と連携を図り、中立公平の立場で、各事業所の強みや特色を把握し、より利用者のニーズに合った情報提供を行う。
- ③ 利用にあたっては、利用者本人が選択できるよう、パンフレット等の活用や説明方法を工夫しながらわかりやすい情報提供を心がける。必要に応じて見学や同行支援等を行い、本人が実際のサービス利用をより具体的にイメージができ、利用につなげていけるように支援をする。
- ④ CSW や民生委員（深井清水町・宮園町）、児童委員と連携を図り、地域に密着した社会資源の情報収集と活用に努める。

3. 社会生活力を高めるための支援

- ① 健康管理、余暇活動の助言・指導などを通じ、生活の質の向上を支援する。
- ② 地域のイベントやサークル活動の情報提供や参加の機会を提供し、地域住民としてより豊かな生活を送れるように支援する。
- ③ 市役所をはじめ、公共施設に積極的に立ち寄り、地域での講座やイベントの情報収集を行い、情報提供を行う。

4. 権利擁護のために必要な援助

- ① 成年後見制度や日常生活自立支援事業などに関する情報提供や利用の援助を行う。
- ② 虐待や権利侵害の早期発見や予防のために、障害者基幹相談支援センターおよび障害者虐待防止センターなどの専門機関と連携を深める。
- ③ パンフレットやポスター、法人ホームページ等を活用し、地域に対して障害者虐待についての情報を積極的に発信する。

- ④ 人権に対する意識向上のため、研修等に積極的に参加する。

5. 障害者基幹相談支援センターとの連携

- ① 障害者基幹相談支援センターと報告・連絡・相談など密にし、情報共有を図るとともに、地域における相談支援が円滑に行えるよう努める。

6. 自立支援協議会の運営協力

- ① 定例会、各部会の運営に積極的に協力し、市や関係機関と活発な運営が行われるように努める。

3) 新規利用者の契約について

- ① 特定事業所加算：積極的に堺市内のセルフプラン者に計画相談がつくように、専門機関や行政と連携し契約を行っていく。

4) 職員について

1. 体制及び営業日・時間、サービス提供日・時間について

- ① サポートセンターはなのこみち：専従1名、兼任2名、非常勤兼任1名、計4名体制とする。
- ② 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日（金）から15日（日）まで、12月29日（水）から1月3日（月）までを除く。ただし、緊急を要する場合は営業、サービス提供とする。
- ③ 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ④ サービス提供時間は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日（金）から15日（日）まで、12月29日（水）から1月3日（月）までを除く。
- ⑤ サービス提供時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2. 事業所内での取り組み

- ① 定期的に事業所内で各担当ケースについて報告・共有・検討する場を持ち、実践を通して相談支援員同士で学び合いスキルアップを図っていく。
- ② 外部研修受講後は、受講内容を事業所内で共有し、人権意識の向上及びスキルアップに努める。

3. 外部研修の活用

- ① 相談支援従事者として必要な人権意識や知識、技術の向上を図るため、各機関等が主催する研修会に積極的に参加する。

5) 防災・避難訓練の実施と事故防止対策・対応

- ① 『グループホーム』と同様とする。

6) 社会福祉法人 地域貢献事業

- ① 大阪しあわせネットワークの国会、セルフ部会、社会貢献基金（モンキーバナナ 生活介護、就労継続支援B型）への入会を継続貢献事業の報告、研修などをもとに情報収集を行う。
- ② 大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室が主催する実践報告会に積極的に参加する。
- ③ CSW養成研修、スキルアップ研修、専門研修など参加し、専門性など技術向上を図っていく。

- ④ 中区つむぎの会、堺市社会福祉協議会が主催する研修、地域との交流会を通じて、「地域が抱える課題、ニーズ」などの情報収集を行い、地域の方々との関係性を構築していく。
- ⑤ 中区内、深井清水町の自治会、民生委員、福祉委員と連携し「生活困窮者」への相談等、必要に応じてアプローチを行う。
- ⑥ 地域のイベント「堺福祉盆秋まつり大会、福祉フェスティバル」へ参加し、販売などを通じて、地域交流、啓発を行う。

7) 指定の有効期間について

- ・計画相談支援 → 平成30年 4月 1日から令和6年 3月31日まで
- ・地域定着支援 → 平成30年 7月 1日から令和6年 6月30日まで

8) 加算の取得状況について

- ・特定事業所加算【IV】
- ・行動障害支援体制加算
- ・精神障害者支援体制加算